



産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

平成28年度要求額
2,787百万円（348百万円）

背景・目的

産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

事業目的・概要等

事業概要

不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、可能な限り早期に支障除去等を行為者等に対して実施させることとしている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や所在が不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助するものである。

事業スキーム

<平成10年6月16日以前の不法投棄等>

●産廃特措法に基づく支援

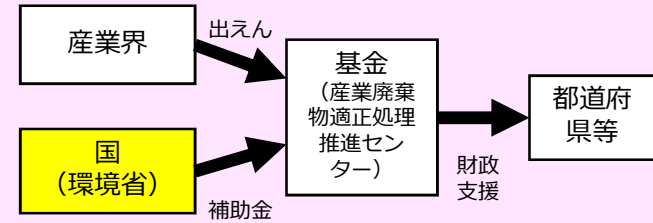
〔産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援〕



<補助率> 有害産業廃棄物：1/2
その他の産業廃棄物：1/3

平成10年6月17日以降の不法投棄等

●廃棄物処理法に基づき設置した基金による支援



<補助率> 定額補助

期待される効果

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障等の除去。

イメージ

<都道府県等>

支障除去等
事業の実施

都道府県等を財政支援

生活環境保全上の
支障の除去等の促進

地域住民の生活環境の
保全

